

平成29年度 京丹波町国民健康保険事業特別会計当初予算の概要について

国民健康保険（国保）は、加入者に低所得の方や高齢者が多く、保険税の負担能力が低い一方で、医療費が高い傾向があり、市町村国保は大変厳しい状況にあります。しかしながら、国保制度は、病気やけがをしたときに、安心して医療を受けることができるよう、お互いが助け合って医療費を負担し合う、最も身近な医療保険制度で、「国民皆保険」を支える最後の砦となっています。

現在、国における医療保険制度を取り巻く情勢につきましては、国保制度改革を柱とし、公費の拡充額を増やして財政基盤を強化する方針を打ち出すとともに、平成30年度以降、都道府県が財政運営責任を担い、市町村は引き続き保険料の賦課・徴収や保険給付などを実施することとなっております。京都府においても「京都府国民健康保険広域化等支援方針」に基づき、各市町村と広域化に関する協議を重ねています。

京丹波町では、このような国、府の動向に注視しながら、ジェネリック医薬品の利用促進などの医療費適正化対策や、特定健診をはじめとした保健事業の取組などを通じて、京丹波町国保の安定的な運営に努めていきます。

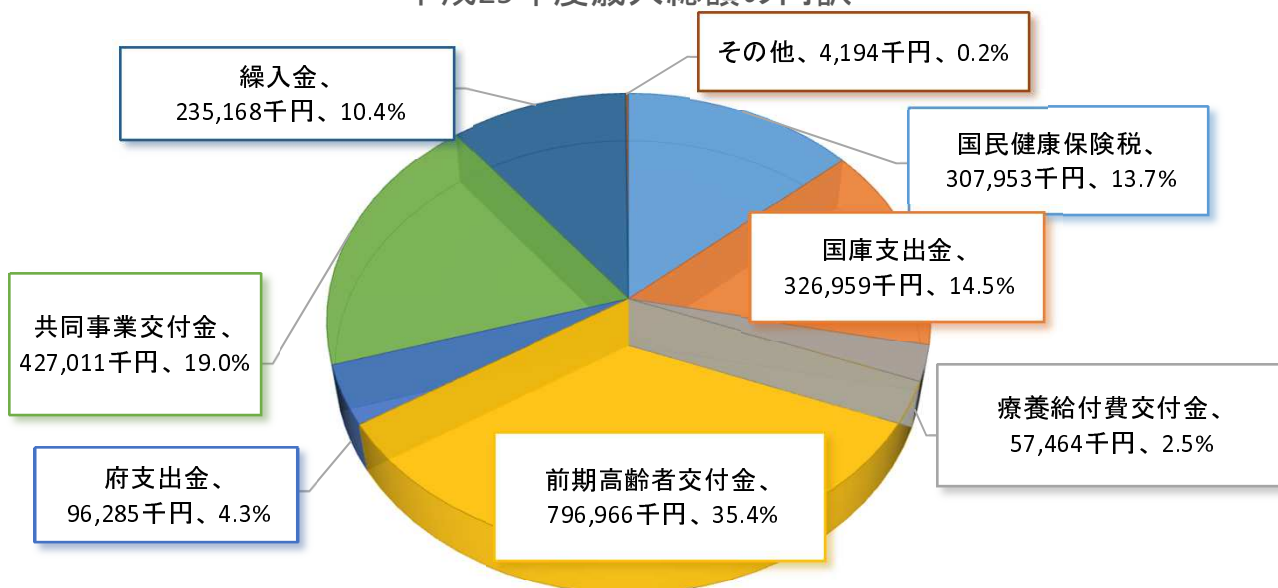
歳入の状況

平成29年度の京丹波町国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億5,200万円とし、対前年度と比較しますと6,860万円の減額、比率にして3.0%減となっています。

歳入の主な減額要因としまして、歳出の保険給付費（医療費等）の減額に伴う国庫支出金や共同事業交付金の大幅な減少が要因として挙げられます。

また、自主財源である国民健康保険税は、平成21年度以降同じ保険税率を維持し算定を行っておりますが、被保険者数の減少に伴い、平成29年度においては歳入総額の13.7%（平成28年度予算14.3%）の構成割合となっており、年々減少しています。その他の財源として、前期高齢者（65歳以上74歳未満）加入率が高い保険者に多く交付される前期高齢者交付金や、医療費等の給付実績などにより交付される府支出金などで構成されていますが、平成29年度については一般会計繰入金、基金繰入金を計上し予算確保に努めています。

平成29年度歳入総額の内訳



(単位：千円、%)

区 分	平成29年度 当初予算	平成28年度 当初予算	増減額 (H29-H28)	増減率
01 国民健康保険税	307,953	331,073	△ 23,120	△ 7.0
02 使用料及び手数料	301	301	0	0.0
03 国庫支出金	326,959	386,982	△ 60,023	△ 15.5
04 療養給付費交付金	57,464	61,075	△ 3,611	△ 5.9
05 前期高齢者交付金	796,966	730,839	66,127	9.0
06 府支出金	96,285	93,518	2,767	3.0
07 共同事業交付金	427,011	475,439	△ 48,428	△ 10.2
08 財産収入	149	294	△ 145	△ 49.3
09 繰入金	235,168	237,191	△ 2,023	△ 0.9
10 繰越金	100	100	0	0.0
11 諸収入	3,644	3,788	△ 144	△ 3.8
合 計	2,252,000	2,320,600	△ 68,600	△ 3.0

01 国民健康保険税

【H29予算額 307,953千円 (H28予算額 331,073千円、対前年度 △23,120千円、△7.0%)】

国民健康保険税は、医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分からなっており、それぞれ下記のとおり見込んでいます。被保険者数の減少などから、前年度と比較して2,312万円の減収見込みとなっています。

国民健康保険税予算額

(単位：千円)

目	細 節	平成29年度 当初予算	平成28年度 当初予算	比較 (H29-H28)
一般被保険者 国民健康保険 税	医療給付費分現年課税分	210,392	220,703	△ 10,311
	後期高齢者支援金分現年課税分	55,560	58,157	△ 2,597
	介護納付金分現年課税分	19,606	20,132	△ 526
	医療給付費分滞納繰越分	10,000	11,000	△ 1,000
	後期高齢者支援金分滞納繰越分	2,500	2,500	0
	介護納付金分滞納繰越分	1,300	1,300	0
	小 計	299,358	313,792	△ 14,434
退職被保険者 国民健康保険 税	医療給付費分現年課税分	5,517	11,113	△ 5,596
	後期高齢者支援金分現年課税分	1,453	2,882	△ 1,429
	介護納付金分現年課税分	925	2,586	△ 1,661
	医療給付費分滞納繰越分	500	500	0
	後期高齢者支援金分滞納繰越分	100	100	0
	介護納付金分滞納繰越分	100	100	0
小 計	8,595	17,281	△ 8,686	
合 計	307,953	331,073	△ 23,120	

02 使用料及び手数料

【H29予算額 301千円 (H28予算額 301千円、対前年度 0千円、0.0%)】

○ 諸証明手数料	1千円	(H28	1千円)
○ 督促手数料	300千円	(H28	300千円)

03 国庫支出金

【H29予算額 326,959千円（H28予算額 386,982千円、対前年度 △60,023千円、△15.5%）】

○ 療養給付費等負担金 230,104千円 (H28 264,594千円)

療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用並びに老人保健法の規定による医療費拠出金の納付に要する費用について、国が定率（32%）で負担（補助）するものです。

○ 高額医療費共同事業負担金 14,109千円 (H28 10,937千円)

高額医療費共同事業は、高額な医療費の発生による影響を緩和するため、レセプト1件当たり80万円以上の医療費を対象にし、市町村が一定割合で拠出金を出し合い、国及び都道府県の支援を受けて、高額な医療費が発生した市町村に交付金を交付する事業です。国の負担は、市町村国保の拠出金の1/4です。

○ 特定健康診査等負担金 2,994千円 (H28 2,982千円)

40歳から74歳の被保険者に対する特定健康診査及び特定保健指導に係る費用の一部を国が負担するものです。

○ 財政調整交付金 79,752千円 (H28 108,469千円)

・ 普通調整交付金 60,653千円 (H28 85,964千円)

普通調整交付金は、市町村の間には医療供給体制の整備状況や産業構造等の相違によって医療費や所得に差異があり、このような市町村間における財政力の不均衡を調整するために交付されるものです。具体的には、医療給付費等の必要額であります調整対象需要額から、標準的な保険税額の調整対象収入額が不足する市町村に交付されます。

・ 特別調整交付金 19,099千円 (H28 22,505千円)

特別調整交付金は、画一的な測定方法では措置できない特別な事情がある場合、例えば、震災・風水害・火災等によって保険税を減免した場合や、病院事業や直営診療所の施設整備やへき地運営費が交付金の対象となります。

04 療養給付費交付金

【H29予算額 57,464千円（H28予算額 61,075千円、対前年度 △3,611千円、△5.9%）】

○ 療養給付費交付金 57,464千円 (H28 61,075千円)

退職被保険者とその被扶養者の医療費については、退職費保険者等の保険税と被用者保険からの拠出金（療養給付費交付金）で賄われることになっています。療養給付費交付金は、退職被保険者等に係る医療給付に要する費用の額の合算額から退職被保険者等に係る保険税に相当する額の合算額を控除した額となります。

05 前期高齢者交付金

【H28予算額 796,966千円（H28予算額 730,839千円、対前年度 66,127千円増、9.0%増）】

○ 前期高齢者交付金 796,966千円 (H28 730,839千円)

65歳から74歳の前期高齢者の医療費について、国保と被用者保険で加入者割合が偏在していることから、保険者間で医療費負担の不均衡が生じます。この医療費負担の不均衡を各保険者の加入者数に応じて財政負担を調整する仕組みが平成20年度から導入されました。前期高齢者加入率の全国平均を基準として、前期高齢者加入率が全保険者平均を下回る保険者は前期高齢者納付金を納付することになり、前期高齢者加入率が全保険者平均を上回る保険者は、前期高齢者交付金が交付されることとなります。

06 府支出金

【H29予算額 96,285千円（H28予算額 93,518千円、対前年度 2,767千円増、3.0%増）】

○ 高額医療費共同事業負担金 14,109千円 (H28 10,937千円)

高額医療費共同事業は、高額な医療費の発生による影響を緩和するため、レセプト1件当たり80万円以上の医療費を対象にし、市町村が一定割合で拠出金を出し合い、国及び都道府県の支援を受けて、高額な医療費が発生した市町村に交付金を交付する事業です。府の負担は、市町村国保の拠出金の1/4です。

○ 特定健康診査等負担金 2,994千円 (H28 2,982千円)

40歳から74歳の被保険者に対する特定健康診査及び特定保健指導に係る費用の一部を府が負担するものです。

○ 財政調整交付金 79,182千円 (H28 79,599千円)

市町村国保の財政を調整するため、都道府県が療養の給付費（一般被保険者分）に要する費用の9%を予算措置し、普通調整交付金及び特別調整交付金として市町村国保に交付するものです。

07 共同事業交付金

【H29予算額 427,011千円（H28予算額 475,439千円、対前年度 △48,428千円、△10.2%）】

○ 高額共同事業交付金 45,315千円 (H28 51,044千円)

高額な医療費が発生した市町村に国保連合会から交付される交付金でレセプト1件当たり80万円を超える医療費が対象で、80万円を超える部分の59/100が交付されます。

○ 保険財政共同安定化事業交付金 381,696千円 (H28 424,395千円)

平成26年度までは、レセプト1件当たり30万円を超える医療費が対象でしたが、平成27年度から1円以上の医療費が対象となり80万円までの部分（給付率を乗じた後の金額）の59/100が交付されます。

08 財産収入

【H29予算額 149千円（H28予算額 294千円、対前年度 △145千円、△49.3%）】

○ 利子及び配当金 149千円 (H28 294千円)

国民健康保険財政調整基金の利息収入を計上しています。

09 繰入金

【H29予算額 235,168千円（H28予算額 237,191千円、対前年度 △2,023千円、△0.9%）】

○ 一般会計繰入金 171,270千円 (H28 176,047千円)

・ 保険基盤安定繰入金 93,355千円 (H28 94,288千円)

国民健康保険の被保険者の保険税負担の緩和のため、保険税の軽減相当額を基準として政令に基づき算定する金額を一般会計から国民健康保険事業特別会計へ繰り入れるものです。（負担割合：都道府県3/4、市町村1/4）また、保険税軽減の対象となった一般被保険者数に応じて、平均保険税の一定割合を公費で補填することで、低所得者を多く抱える市町村を支援する保険者支援制度が創設され、平成27年度以降は恒久化されています。（負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）

・ 職員給与等繰入金 19,075千円 (H28 19,407千円)

国民健康保険事業の事務費に係る金額を一般会計から国民健康保険事業特別会計へ繰り入れるものです。

・ 出産育児一時金等繰入金 4,200 千円 (H28 5,600 千円)

出産育児一時金（基本的に1子42万円）の2/3の金額を一般会計から国民健康保険事業特別会計へ繰り入れるものです。

・ 財政安定化支援事業繰入金 21,000 千円 (H28 21,000 千円)

保険者の責に帰することができない特別の事情に基づくと考えられる要因（被保険者の応能割保険税負担能力が特に不足していること、病床数が特に多いこと及び高齢者が特に多いこと）に着目して繰入が認められるもので、この費用は国の財政措置が講じられています。

・ その他一般会計繰入金 33,640 千円 (H28 35,752 千円)

精神・結核医療付加金、健康管理センター事業、福祉医療波及分等（地方単独の福祉医療制度を施行している市町村の国保は、実施していない市町村よりも医療給付費が波及増加しているとみなされ、国の基準で波及増加と算定された医療費に対し国庫負担金などがカットされる仕組みになっています。）を一般会計から国民健康保険事業特別会計へ繰り入れるものです。

○ 基金繰入金 63,898 千円 (H28 61,144 千円)

国民健康保険財政調整基金からの繰入金を計上しています。

10 繰越金

【H29予算額 100千円（H28予算額 100千円、対前年度 0千円、0.0%）】

○ 前年度繰越金 100 千円 (H28 100 千円)

前年度（平成28年度）国民健康保険事業特別会計からの繰越金を計上しています。

11 諸収入

【H29予算額 3,644千円（H28予算額 3,788千円、対前年度 △144千円、△3.8%）】

○ 延滞金、加算金及び過料 3,023 千円 (H28 3,023 千円)

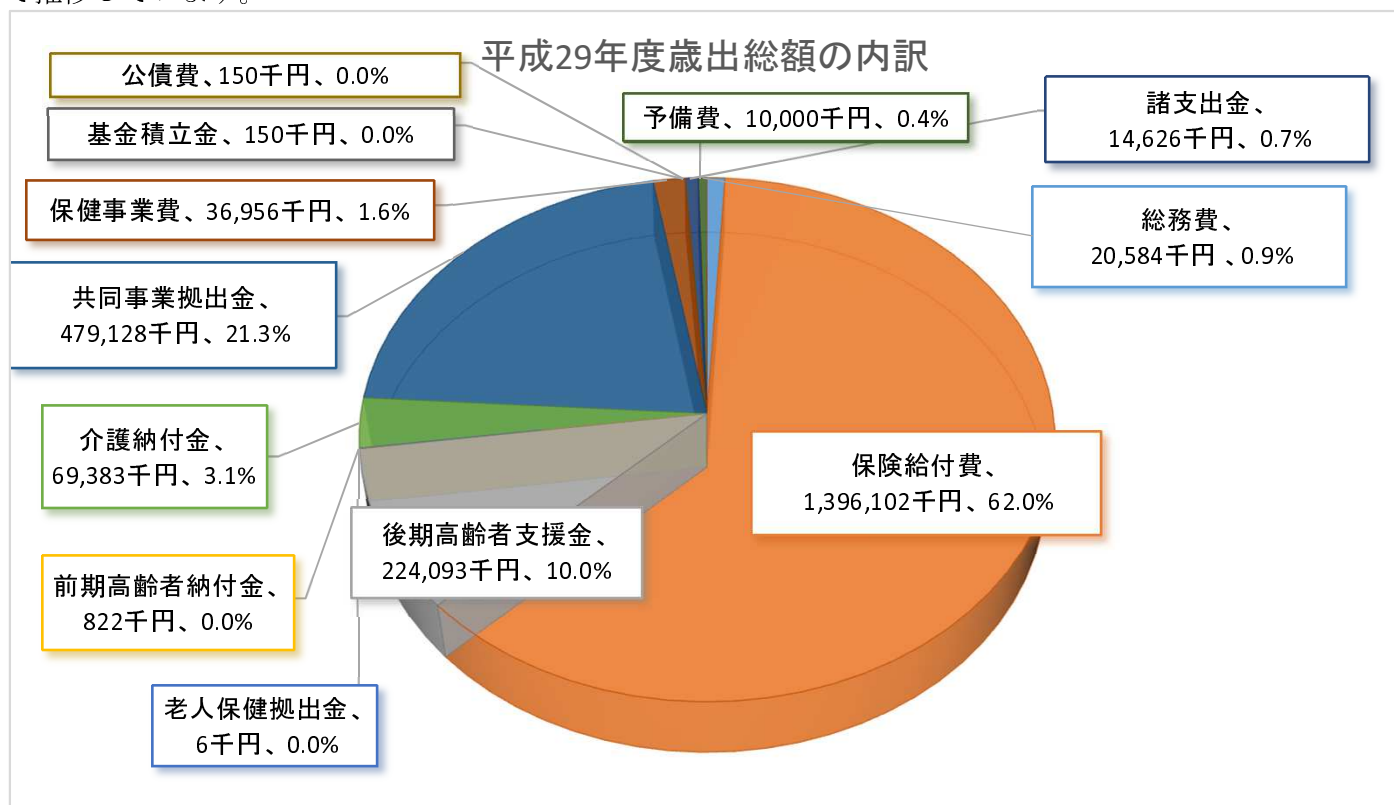
国民健康保険税の収納に係る延滞金等を計上しています。

○ 雑入 621 千円 (H28 765 千円)

医療費の返納金、第三者納付金等を計上しています。

歳出の状況

歳出の主な減額要因としましては、被保険者の医療費にあたる保険給付費につきまして、特に多かった平成27年度の保険給付費の増加を参考として、平成28年度当初予算を見込んでいたことにより、平成29年度は減額幅が大きくなっています。保険給付費全体で13億9,610万2千円、対前年度と比較しますと5,138万3千円の減額となっています。総額は、被保険者数の減少に伴い減額となっていますが、医療の高度化や入院医療費の増加、また革新的な高額薬剤が保険適用されるようになり、1人あたり医療費は高い水準で推移しています。



(単位：千円、%)

区分	平成29年度 当初予算	平成28年度 当初予算	増減額 (H29-H28)	増減率
01 総務費	20,584	18,952	1,632	8.6
02 保険給付費	1,396,102	1,447,485	△ 51,383	△ 3.5
03 後期高齢者支援金	224,093	229,787	△ 5,694	△ 2.5
04 前期高齢者納付金	822	113	709	627.4
05 老人保健拠出金	6	9	△ 3	△ 33.3
06 介護納付金	69,383	68,885	498	0.7
07 共同事業拠出金	479,128	488,284	△ 9,156	△ 1.9
08 保健事業費	36,956	39,214	△ 2,258	△ 5.8
09 基金積立金	150	295	△ 145	△ 49.2
10 公債費	150	150	0	0.0
11 諸支出金	14,626	17,426	△ 2,800	△ 16.1
12 予備費	10,000	10,000	0	0.0
合計	2,252,000	2,320,600	△ 68,600	△ 3.0

01 総務費

【H29予算額 20,584千円（H28予算額 18,952千円、対前年度 1,632千円増、8.6%増）】

○ 一般管理費	16,533 千円	(H28	16,069 千円)
国民健康保険事業を運営するための一般事務費や人件費を計上しています。			
○ 連合会負担金	1,270 千円	(H28	766 千円)
京都府国民健康保険団体連合会への負担金を計上しています。			
○ 賦課徴収費	2,013 千円	(H28	1,659 千円)
国民健康保険税の徴収事務費を計上しています。			
○ 運営協議会費	468 千円	(H28	258 千円)
国民健康保険運営協議会経費を計上しています。			
○ 趣旨普及費	300 千円	(H28	200 千円)
制度広報用パンフレット経費を計上しています。			

02 保険給付費

【H29予算額 1,396,102千円（H28予算額 1,447,485千円、対前年度 △51,383千円、△3.5%）】

保険給付費については、平成26、27年度の実績、平成28年度の10月診療分までの実績などを参考にし積算を行っています。

(単位：千円)

項	目	平成29年度 当初予算	平成28年度 当初予算	比較 (H29-H28)
療養諸費	一般被保険者療養給付費	1,160,000	1,200,000	△ 40,000
	退職被保険者等療養給付費	50,000	52,000	△ 2,000
	一般被保険者療養費	13,000	14,000	△ 1,000
	退職被保険者等療養費	500	800	△ 300
	審査支払手数料	3,398	3,380	18
高額療養費	一般被保険者高額療養費	150,000	156,000	△ 6,000
	退職被保険者等高額療養費	9,000	9,000	0
	一般被保険者高額介護合算療養費	200	200	0
	退職被保険者等高額介護合算療養費	50	50	0
移送費	一般被保険者移送費	50	50	0
	退職被保険者等移送費	50	50	0
出産育児諸費	出産育児一時金	6,300	8,400	△ 2,100
	支払手数料	4	5	△ 1
葬祭諸費	葬祭費	1,250	1,250	0
精神・結核医療付加金	精神・結核医療付加金	2,300	2,300	0
保険給付費合計		1,396,102	1,447,485	△ 51,383

○ 療養給付費

保険者が被保険者に対して、保険医療機関や保険薬局を通じて療養を目的とした医療サービスを供給することです。

○ 療養費

被保険者が、やむを得ない理由により自費で療養を受けた場合、その療養に要した費用について後から保険者が支給するものです。

○ 高額療養費

被保険者が受けた療養の給付に係る一部負担金の額が一定の額を超えた場合、その超えた額について保険者が支給するものです。

○ 高額介護合算療養費

高額療養費等の支給を受けてもなお残る医療保険と介護保険の1年間の自己負担額の合算額が一定の額を超えた場合、その超えた額について保険者が支給するものです。

○ 移送費

病気やけがで移動が困難な患者が、医師の指示で一時的・緊急的の必要があり、移送された場合、現金給付として支給するものです。

○ 出産育児一時金

被保険者及びその被扶養者が出産された時に、1子につき42万円を支給するものです。（産科医療補償制度に加入されていない医療機関等での出産された場合は40万4千円となります。）

○ 葬祭費

被保険者が死亡した場合、その葬祭を行う人に対し5万円を支給するものです。

○ 精神・結核医療付加金

障害者総合支援法による通院医療または感染症予防法適用の医療を受けた被保険者に、国民健康保険の保険給付額と京都府などの公費負担医療による給付額を控除した額（＝自己負担額：所得に応じて限度額設定あり）相当額を国保の付加給付として支給するものです。

03 後期高齢者支援金

【H29予算額 224,093千円（H28予算額 229,787千円、対前年度 △5,694千円、△2.5%）】

現役世代から後期高齢者医療への支援金ということで、健保や共済等を含め各保険者が4割分を拠出することとなっています。

○ 後期高齢者支援金	224,077 千円	(H28	229,770 千円)
○ 後期高齢者関係事務費拠出金	16 千円	(H28	17 千円)

04 前期高齢者納付金

【H29予算額 822千円（H28予算額 113千円、対前年度 709千円増、627.4%増）】

65歳から74歳までの前期高齢者の医療費にかかる医療保険者間の財政調整で、保険者における前期高齢者の医療費の実績割合に応じて、納付する場合と、交付を受ける場合があります。本町の場合は、前期高齢者の占める割合が多いことから、「前期高齢者交付金」で受け取ることとなりますが、各保険者が拠出する額には上限が設けられており、その上限を超える分については、国民健康保険を含めて各保険者が負担し合うことになっています。

○ 前期高齢者納付金	806 千円	(H28	96 千円)
○ 前期高齢者関係事務費拠出金	16 千円	(H28	17 千円)

05 老人保健拠出金

【H29予算額 6千円（H28予算額 9千円、対前年度 △3千円、△33.3%）】

後期高齢者医療制度の施行に伴い老人保健制度が廃止され、老人保健への拠出金が基本的にはなくなりますが、過年度の精算に係る経費を計上しています。

○ 老人保健事務費拠出金	6 千円	(H28	9 千円)
--------------	------	------	-------

06 介護納付金

【H29予算額 69,383千円（H28予算額 68,885千円、対前年度 498千円増、0.7%増）】

65歳から74歳の介護保険第2号被保険者に係る国民健康保険税相当額を介護納付金として社会保険診療報酬支払基金に納付するものです。

○ 介護納付金	69,383 千円	(H28	68,885 千円)
---------	-----------	------	------------

07 共同事業拠出金

【H29予算額 479,128千円（H28予算額 488,284千円、対前年度 △9,156千円、△1.9%）】

都道府県内における市町村国保間での保険税の平準化及び財政の安定化を図るため、市町村国保の拠出による共同事業を実施するものです。

○ 高額医療費共同事業拠出金	56,437 千円	(H28	43,750 千円)
----------------	-----------	------	------------

1件80万円を超えるレセプトが算定対象となっています。

○ 保険財政共同安定化事業拠出金	422,619 千円	(H28	444,461 千円)
------------------	------------	------	-------------

平成26年度までは、レセプト1件当たり30万円超80万円以下の医療費に関して、一定の算定方法により拠出していましたが、平成27年度からは、1円以上80万円以下が算定対象となっています。

○ 高額医療費共同事業事務費拠出金	2 千円	(H28	2 千円)
-------------------	------	------	-------

○ 保険財政共同安定化事業事務費拠出金	69 千円	(H28	70 千円)
---------------------	-------	------	--------

○ その他共同事業事務費拠出金	1 千円	(H28	1 千円)
-----------------	------	------	-------

08 保健事業費

【H29予算額 36,956千円（H28予算額 39,214千円、対前年度 △2,258千円、△5.8%）】

○ 特定健康診査等事業費 18,499 千円 (H28 18,817 千円)

40歳から74歳の被保険者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施しています。

○ 疾病予防費 12,799 千円 (H28 12,744 千円)

人間ドック助成金や、被保険者に対して医療費通知、ジェネリック差額通知を実施するとともに、平成29年度から服薬情報通知を実施します。また、保健福祉課で実施しています保健事業について、国民健康保険事業特別会計から一般会計へ繰出を実施しています。

○ 施設管理費 5,200 千円 (H28 7,311 千円)

京丹波町健康管理センターに係る管理経費を計上しています。

○ 訪問指導事業費 98 千円 (H28 102 千円)

保健師による訪問を実施し、生活に即した指導を実施しています。

○ スポーツ講座開催事業費 360 千円 (H28 240 千円)

インストラクターによる体操教室を実施しています。

09 基金積立金

【H29予算額 150千円（H28予算額 295千円、対前年度 △145千円、△49.2%）】

○ 国民健康保険財政調整基金積立金 150 千円 (H28 295 千円)

10 公債費

【H29予算額 150千円（H28予算額 150千円、対前年度 0千円、0.0%）】

○ 一時借入金利子 150 千円 (H28 150 千円)

一時借入金を実施した場合の利子相当額を計上しています。

11 諸支出金

【H29予算額 14,626千円（H28予算額 17,426千円、対前年度 △2,800千円、△16.1%）】

○ 償還金、還付加算金及び延滞金 2,435 千円 (H28 2,393 千円)

国民健康保険税を還付する必要がある場合の、還付金等を計上しています。

○ 繰出金 12,191 千円 (H28 15,033 千円)

国庫補助金（特別調整交付金）で受け入れた補助金を、京丹波町病院事業会計へ繰出を実施しています。

12 予備費

【H29予算額 10,000千円（H28予算額 10,000千円、対前年度 0千円、0.0%）】

○ 予備費 10,000 千円 (H28 10,000 千円)

予想外の医療費の支出や予算を超過した支出へ対応するために準備しておく費用を計上しています。